

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 25 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街等における空き店舗の外観改修を行う者に対して、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付することにより、商店街等の空き店舗の解消を図り、もって商店街のにぎわいの創出並びに活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等 天神商店街振興組合、天神町銀座商店街振興組合、駅通り商店街、ルルサス会、旧栄町商店街振興組合、旧車塚商店街振興組合をいう。

(2) 空き店舗 商店街等の区域に所在し、事業の用に供されていないもの（防府市まちなか魅力創出支援事業補助金（表参道にぎわいプロジェクト）交付要綱に規定する表参道周辺区域に所在するものを除く。）をいう。

(3) 商店街等の区域 第 1 号に定める商店街等が形成されている区域をいう。

(4) 創業者 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始することをいう。また、事業を営んでいない個人が新たに中小企業者として会社等の法人を設立し、当該会社が事業を開始することをいう。

(5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

(6) 非営利団体 市長が適当と認めた営利を求めない組織（団体）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、商店街等の空き店舗の所有者又は商店街等の空き店舗を借り上げて出店する者とし、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 空き店舗等の所有者

ア 市税等を滞納していないこと

イ 都市計画法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと

(2) 商店街等の空き店舗を借り上げて出店する者

ア 当該年度内に開業する具体的な計画がある創業者、中小企業者又は非営利団体であること

イ 都市計画法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと

ウ 必要な許認可を受けていること

エ 当該店舗において2年以上継続して事業を行うものであること

オ 市税等を滞納していないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) この要綱に規定する補助金の交付を受けた店舗。(出店する者が変わる場合は、除く。)

(2) 登記されていない店舗

(3) 店舗所有者又は共有者など関係権利者の同意を得ていない場合

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける場合

(5) 防府市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ場合

(6) 法令違反、公序良俗に反する活動等をしているとき

(7) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不適当と認める場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定める空き店舗の外観改修工事であって、次の各

号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該改修工事が、本市に主たる事業所を有する施工業者と直接契約し行うものであること

(2) 消費税及び地方消費税の額を除く工事金額が合計 10 万円以上であること

(3) 交付申請時に当該改修工事に着手していないこと

(補助金の金額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、50 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 この要綱に基づく補助金以外に、国、県及び市等から補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の補助対象経費を差し引いた額を算定の基礎とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表 2 に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更及び中止)

第 8 条 前条第 1 項の定めにより交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業内容及び補助対象経費の変更又は事業を廃止するときは、当該変更工事に着手する前に、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金計画変更・廃止承認申請書（第 3 号様式）に

必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるものについて、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（事業完了届及び実績報告書）

第9条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了した日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金完了届兼実績報告書（第5号様式）に別表3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知する。

（補助金の交付請求）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付請求書（第7号様式）に前条に規定する確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し適当であると認めるときは、速やかに交付決定者に当該請求額を支払うものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

（1）偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたと

き

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 事業実施期間内に完了する見込みがなくなったとき

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは
交付決定に基づく命令に違反したとき

(5) その他、市長が不適当と認めたとき

(交付決定の取消し)

2 前項の規定は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額の
確定があった後においても適用があるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、
又は担保に供してはならない。

(財産の処分の制限)

第15条 交付決定者は、取得又は効用の増加した財産を、市長の承認
を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換
し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者
が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が認め
る場合はこの限りでない。

(報告及び調査)

第16条 市長は、事業実施期間内において、補助対象者に対し、事業
に関する必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、必要
な指示を行うことができる。

2 市長は、事業の完了した日から3年以内において、補助金の交付
を受けた者に対し、事業に関する必要な事項について報告を求め、
又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な
事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

対象となる工事の内容
店舗外装（屋根、外壁、軒天等）の改修、改装、塗装
店舗外観に設置されている窓・ドア・照明・防犯カメラ・看板等の改修、改装、取替
店舗外観に設置されている照明等の電気工事
看板・防犯カメラ等の店舗外観への設置工事
その他市長が認める工事

別表 2（第 6 条関係）

申請者	添付書類
空き店舗の所有者	1 対象店舗の登記事項証明書 2 共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の同意書 3 対象店舗が空き店舗であり、公に募集をかけていることが確認できるもの 4 対象店舗の位置図 5 工事見積書等の工事内容及び経費の内訳が分かる書類 6 工事契約書の写し（契約書を交わした場合） 7 改修工事前の写真 8 その他市長が必要と認める書類
空き店舗を借り上げて出店する者（個人）	1 事業計画書（防府市中小企業サポートセンターの確認を受けたもの） 2 住民票 3 創業者については、開業届出の写し（※） 4 許認可が必要な業種については、許認可を証する書類（※） 5 賃貸借契約書の写し 6 所有者の同意書 7 対象店舗の位置図 8 工事見積書等の工事内容及び経費の内訳が分かる書類

	9 工事契約書の写し（契約書を交わした場合） 10 改修工事前の写真 11 その他市長が必要と認める書類
空き店舗を 借り上げて 出店する者 （法人）	1 事業計画書（防府市中小企業サポートセンターの確認を受けたもの） 2 履歴事項全部証明書及び定款（※） 3 創業者については、開業届出の写し（※） 4 許認可が必要な業種については、許認可を証する書類（※） 5 賃貸借契約書の写し 6 所有者の同意書 7 対象店舗の位置図 8 工事見積書等の工事内容及び経費の内訳が分かる書類 9 工事契約書の写し（契約書を交わした場合） 10 改修工事前の写真 11 その他市長が必要と認める書類

※申請時に提出できない場合は、完了報告時の提出とする。

別表 3（第 9 条関係）

添付書類
1 改修工事後の写真
2 改修工事費の領収書の写し
3 その他市長が必要と認める書類

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者

住所

氏名（法人の場合は代表者名）

事業所名

電話番号

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付申請書

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、
下記のとおり申請します。なお、同要綱第 3 条の規定に基づく、市税
等の納付調査に同意します。

記

1 交付申請額 金 円

※工事見積額（税抜）×1/2（限度額 50 万円・千円未満は切捨）

2 改修工事等の内容

改修工事をする 空き店舗の所在地	防府市
店舗の所有者	住 所 氏 名 申請者との関係
工事等の内容	
工事見積額（税抜）	
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日

第2号様式（第7条関係）

指令防商第 号
年 月 日

様

防府市長 印

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市まちなか魅力創出支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 条 件

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名（法人の場合は代表者名）

事業所名

電話番号

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金計画変更・廃止承認申請書

年 月 日付け指令防商第 号で交付決定を受けた防府市まちなか魅力創出支援事業補助金の工事内容を変更・廃止したいので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更・廃止の理由及び内容

2 変更となる補助金の額

変更前 円

変更後 円

増 減 円

3 添付書類

（1）事業計画変更・廃止の内容に関する書類

（2）その他

第4号様式（第8条関係）

指令防商第 号

年 月 日

様

防府市長

印

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった防府市まちなか魅力創出支援事業補助金について、下記のとおり補助金の交付決定額を変更したので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円

変更前 円

変更後 円

増減額 円

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

氏名（法人の場合は代表者名）

事業所名

電話番号

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金完了届兼実績報告書

年 月 日付け指令防商第 号で交付決定を受けた防府市まちなか魅力創出支援事業補助金について、事業が完了しましたので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

防商第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった防府市まちなか魅力創出支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円

7号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団体名

代表者

防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け指令防商第 号で交付決定のあった防府市まちなか魅力創出支援事業補助金を交付されるよう、防府市まちなか魅力創出支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合							
	支店・支所・出張所							
								1:普通 2:当座
口座番号・種別								
口座名義								